

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用規約

第1条（目的）

北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、北海道農政部（以下、「農政部」といいます。）が運営する北海道農業農村整備事業電子閲覧システム（以下、「本システム」といいます。）の利用に関する必要な事項について定めます。

第2条（利用規約の適用）

- 1 本規約は、農政部と本システムを利用する者（以下、「利用者」といいます。）の間におけるシステムの利用に関する一切の事項について適用されます。
- 2 農政部は、利用者の了解を得ることなく本規約を適宜変更することがあります。この場合、利用者は変更後の規約に同意したものとし、変更後の規約が適用されます。
- 3 変更後の規約は、農政部が別に定める場合を除き、本システムの Web サイト上に表示した時点より効力を発するものとします。

第3条（本規約の遵守）

利用者は、本システムの利用者登録申請を提出することにより、本規約に同意の意思を表示したとして、本システムの利用に関し、これを誠実に遵守することとします。

第4条（利用者の登録）

- 1 本システムの利用を希望する者は、事前に利用者の登録を行い、承認を受ける必要があります。（以下、「利用登録」といいます。）
- 2 本システムの利用を希望する者は、建設工事及び設計等に係る種類の北海道入札参加資格を有すること、または入札参加資格者と資材等取引実績を有する者とし、別記第3号「北海道農業農村整備事業電子閲覧システム利用登録申請書」を最寄りの総合振興局及び振興局へ提出するものとします。なお、同項の申請書及び添付資料は、電磁的記録（電子的方式等で作られた記録）により提出することができる。
- 3 本システムの利用を承認された利用者は、電子メールの送付又はその他の方法により、その旨を通知されますとともに、利用者 ID とログインパスワードが配布されます。
- 4 利用者は、配布された利用者 ID とログインパスワードの管理責任を負うものとします。
- 5 利用者ID及びログインパスワードの盗難、第三者による使用を知った場合には、直ちにその旨を農政部に連絡するとともに、農政部から指示がある場合には、これに従うものとします。
- 6 利用者は、承認を受けた利用登録申請の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を農政部に報告するものとします。
- 7 利用者は利用者 ID 又はログインパスワードを忘れたことによりシステムを利用できなくなった場合は、その旨を農政部に届け出たうえで、再度利用登録を申請するものとします。この場合、相応の日時が必要となり、その間、本システムの利用はできません。

第5条（利用者の責任）

- 1 利用者は、本システムを利用するために必要なソフトウェア及び通信手段に係るものを

含む全ての機器類を自己の責任と負担において準備するものとします。

また、使用する機器類については、セキュリティ対策に努めるものとします。

- 2 利用者は、本システムを利用する際に発生する通信費を含む利用機器類の運用費用の一切を負担するものとします。
- 3 利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、得られた各種電子情報を適切に管理するものとします。

第6条（農政部からの通知）

- 1 農政部は、本システムの Web サイト上に表示又は電子メールの送付、その他の方法により利用者に対し随時必要な事項を通知します。
- 2 前項の通知は、農政部が別に定める場合を除き、当該通知を本システムの Web 上に表示、又は電子メールを送信した時点より効力を発するものとします。

第7条（システムの利用可能な時間及び利用料金）

- 1 本システムの利用は24時間利用可能としますが、問い合わせの受付時間は、北海道庁の閉庁日を除く毎日の午前9時から午後5時までを原則とします。これによりがたい場合は、本システム Web サイト上に表示するなどの方法で通知します。
- 2 本システムの利用及び利用者登録に要する費用は、無料です。ただし、本システムの利用登録申請に係る費用等は、利用者の負担となります。

第8条（システムの利用停止又は制限）

農政部は、利用者が本規約に反する行為を行ったと認められる場合は、本システムの利用を停止又は制限することができるものとします。

第9条（本システムの一時的な中断）

農政部は次の事由により、利用者に通知することなく一時的に本システムを中断することがあります。

- (1) 設備の保守、点検及び修理などを行う場合。
- (2) 火災、停電により本システムが運営できなくなった場合。
- (3) 自然災害、事変などにより本システムが運営できなくなった場合。
- (4) その他、運営上又は技術上で本システムを一時的に中断する必要があると農政部が判断した場合。

第10条（禁止事項）

利用者は、本システムの利用にあたって、以下の各号に該当する行為又はその恐れがある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者 ID 及びログオンパスワードを第三者へ貸与又は譲渡、名義変更、売買などを行う行為。
- (2) 他の利用者又は第三者になりすまして本システムを利用する行為。

- (3) 本システムの運営を妨害する行為。
- (4) 本システムから得られた各種電子情報を再頒布する行為。
- (5) その他、農政部が不相当と判断する行為。

第11条（免責事項）

- 1 利用者が使用する通信機器及び回線等に発生した障害等により、入札等に係る情報の取得や手続き等が遅延又は不能になった場合において、利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 2 利用者 ID 及びログインパスワードの管理不十分、使用上の過誤、盗用等第三者の使用、不正使用又はその他により利用者が利用者本人でなかった場合でも、その利用によって生じた利用者の受けた損害及び利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 3 自然災害、事変、その他農政部の責任に帰すことのできない事由により本システムの利用が遅延又は不能となった場合においても、そのために生じた利用者の受けた損害及びシステム利用者が第三者に与えた損害について、農政部は一切の責任を負いません。
- 4 利用者が使用するいかなる機器類及びソフトウェアについて、農政部は一切の動作保証を行いません。

第12条（知的財産権）

本システムが利用者に提供するサービスに関連する一切のソフトウェア及びその他の著作物は、農政部が保有しており、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。

第13条（個人情報保護）

- 1 農政部は、個人情報の正確性を確保するとともに、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、情報セキュリティ対策など適切な安全管理対策を講じます。
- 2 利用者登録で得られた情報は、本システムの運営状況確認等の管理のほか、他の目的に利用することはありません。

第14条（障害時等の対応）

利用における障害が発生した場合は、お問い合わせ先までご連絡願います。

第15条（管轄裁判所）

- 1 本規約及び本システムの利用に係る同意に関連して、農政部と利用者との間で紛争が生じた場合には、当事者間において、誠意をもって協議し、その解決に努力するものとします。
- 2 本規約及び本システムの利用に関して農政部に係る紛争が生じた場合には、農政部の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。